設置地、大阪市北区天満橋五ノ六八、
労働者、九七八名（内女七八名）、
内男、九〇〇名
原因並経過、
深夜業廃止ハ既ニ作業時間ガ他ノ工場ト異ツテ九時間勤務
ナルニ拘ラズ十時間乃至十一時間ニ及ブ不利益ナル点天満支部
ノ職工等ハ従来ヨリ其ノ待遇改善ヲ要求シ
相当セシ且又従業員ガ加入セル組合ト協議ノ結果
工側ハ会社ニ対シ要求ヲ提出スルニ至リ
昭和廿八年十月十日迄ニ解決セシムル旨
要求事項
一、従業者ハ交代時間ヲ改善スルコト
夜業者ハ午前七時ヨリ午後四時迄

二、初操業者ハ以前当ハ午前五時ヨリ午後二時迄
後番ハ午後二時ヨリ午後十一時迄（各九時間勤務）
三、休憩時間改正ノ件
宣言ノ休憩ヲ二回トシ午前十時ヨリ十一時半迄（食事）
同十時迄
二、初操業者ハ一日休憩ヲ二回トシ以前操業者ハ午前八時ヨリ
午前十時ヨリ十時半迄（食事）
後操業者ハ午後六時ヨリ六時三十分迄（夕食）
午後九時ヨリ十五分間
三、賃金改正ノ件
従前ノ夜業手当ノ支給ヲ改メ作業ノ手当ヲ日給ニ加
ヘシ計算スル
賃金二十ノ値上ノ件
五、物価騰貴ニ付作業ニ対シ賃金ヲ増額シ日給五十銭毎ニ一